

外国人の受入れ・秩序ある共生社会実現に関する関係閣僚会議（第2回）  
議事録

日 時：令和8年1月23日（金）8:55～9:10

場 所：官邸4階大会議室

出席者：木原 稔	内閣官房長官（議長）
小野田 紀美	外国人との秩序ある共生社会推進担当大臣兼内閣府特命担当大臣 （副議長）
平口 洋	法務大臣（副議長）
林 芳正	総務大臣
金子 恭之	国土交通大臣
赤澤 亮正	経済産業大臣
片山 さつき	財務大臣兼内閣府特命担当大臣
小泉 進次郎	防衛大臣
城内 実	日本成長戦略担当大臣
石原 宏高	環境大臣
上野 賢一郎	厚生労働大臣
あかま 二郎	国家公安委員会委員長兼内閣府特命担当大臣
松本 洋平	文部科学大臣
黄川田 仁志	内閣府特命担当大臣兼地域未来戦略担当大臣
鈴木 憲和	農林水産大臣
松本 尚	デジタル大臣
英利 アルフィヤ	外務大臣政務官

（議事録）

○小野田外国人との秩序ある共生社会推進担当大臣兼内閣府特命担当大臣

おはようございます。ただいまから、第2回「外国人の受入れ・秩序ある共生社会実現に関する関係閣僚会議」を開催いたします。

まず、議題1「外国人の受入れ・秩序ある共生のための総合的対応策について」、私から御説明いたします。

資料1-1を御覧ください。

今般の総合的対応策は、昨年11月の高市総理の指示を受け、新たに設置された本関係閣僚会議の下、外国人との秩序ある共生社会の実現に向けた基本的な考え方及び取組の方向性をお示しするため、新たに取りまとめるものです。

まず、基本的な考え方では、国民が感じている不安や不公平感、これに対応するため、入国前の日本語教育及び社会規範等の理解促進、法やルールを逸脱する行為に対する公正・厳正な対処、事実・実態を把握した上での制度適正化といった取組により、安全・安心な社会を実現すること、我が国の法やルールの中で、国民と外国人の双方が安全・安心に生活し、共に繁栄する社会の実現を目指す必要があることを示しております。

取組の方向性としては、新たに、国民の安全・安心のための取組を体系化し、不法滞在者ゼロプランの強力な推進、帰化や永住者の審査の厳格化、日本語や制度・ルール等を学習するプログラムの創設、医療費不払への対応、マンションを含む土地等の所有や地下水採取の実態把握、安全保障の観点からの土地取得等のルールについて骨格の取りまとめなどを示しております。その上で、外国人が日本社会に円滑に適応するための取組も示しております。

また、お手元の資料1-3、こちらは総合的対応策のうち、「国民の安全・安心のための取組」について、現状、そして取組の方向性を、分かりやすく示した補助資料となっておりますので、適宜御参照ください。こちらについては、施策の進捗に応じて、担当大臣の下で適宜アップデートしてまいりたいと考えております。

外国人との秩序ある共生社会推進担当大臣としては、関係府省庁間の総合調整を行いつつ、政府一体となってこれらの取組を進めるよう努めてまいります。

説明は以上です。議題1について、御異議はございませんか。

(発言なし)

ありがとうございます。それでは、本案について、御了承をいただいたものとさせていただきます。

次に、議題2「特定技能の在留資格に係る制度の運用に関する方針及び育成就労に係る制度の運用に関する方針及び特定技能の在留資格に係る制度の運用に関する方針について」、法務大臣から御説明をお願いいたします。

#### ○平口法務大臣

特定技能制度及び育成就労制度の分野別運用方針案について説明いたします。まずは、資料2-1「分野別運用方針（案）の主要な記載事項」を御覧ください。

1ページでは、新規分野と受入れ見込数について説明しております。特定技能については、既存の16分野に新規の3分野を追加し19分野、育成就労はそのうちの17分野とすることとしています。

令和10年度末におけるこれらの受入れ見込数については、特定技能と育成就労それぞれの分野ごとの受入れ上限として運用されますが、1号特定技能外国人は計80万5,700人、育成就労外国人は計42万6,200人で、計123万1,900人となっています。

2ページでは、人材の基準、転籍制限期間及び上乘せ基準について説明しています。19分野のうち、転籍制限期間を2年とする分野は8分野となります。

資料2-2は、分野別運用方針の閣議決定案です。

次に、資料2-3「有識者会議の主な御意見と対応」の資料を御覧ください。

この会議は、昨年5月から本年1月まで、計11回開催され、有識者に活発に議論いただきました。その意見が分野別運用方針案に反映されたほか、今後の対応として整理されました。例えば、生産性向上や国内人材確保のための取組について、可能な限り定量的に記載するなどしております。

説明は、以上です。

#### ○小野田外国人との秩序ある共生社会推進担当大臣兼内閣府特命担当大臣

平口法務大臣ありがとうございました。議題2について、御異議はございませんか。

(発言なし)

ありがとうございます。それでは、本案について、御了承をいただいたものとさせていただきます。

最後に、木原官房長官から御発言をいただきたいと思います。プレスが入室いたしますので少々お待ちください。

(報道関係者入室)

木原官房長官、それではよろしくお願いします。

#### ○木原内閣官房長官

本日の会議では、「外国人の受入れ・秩序ある共生のための総合的対応策」を決定し、「特定技能制度及び育成就労制度の分野別運用方針(案)」を了承しました。後者は、この後の閣議において、政府方針として決定される予定となっております。

まず、昨年11月の高市総理の指示を受け、今般取りまとめた総合的対応策では、一部の外国人による、違法行為やルールからの逸脱に対し、国民の皆様が感じている不安や不公平感に対処すること、外国人の方々にも社会の一員として責任ある行動をとっていただき、国民・外国人の双方が安全・安心に生活する社会の実現を目指すこと等の基本的な考え方を提示しました。

また、今般の総合的対応策のポイントとして、新たに、国民の安全・安心のための取組を体系化した上で、速やかに実施する施策をお示しするとともに、今後の課題について、その検討と取組の方向性を明らかにしました。

次に、分野別運用方針について、人手不足の状況において外国人材を必要とする分野として、特定産業分野を19分野、育成就労産業分野を17分野とすること、生産性向上や国内人材確保の取組強化を行ってもなお不足すると見込まれる令和10年度末までの受入れ見込数を設定し、これを両制度における外国人の受入れの上限として運用することなどが定められております。

関係閣僚におかれては、これらを踏まえ、外国人との秩序ある共生社会の実現に向けた各種施策を着実に実施し、今後の課題についても可及的速やかに対応してください。

#### ○小野田外国人との秩序ある共生社会推進担当大臣兼内閣府特命担当大臣

プレスの方はここで御退室をお願いします。

(報道関係者退室)

以上をもちまして、第2回「外国人の受入れ・秩序ある共生社会実現に関する関係閣僚会議」を終了させていただきます。早朝よりありがとうございました。

(以上)